

『大分大学教職大学院研究報告』発行要綱

平成29年10月24日
教職開発専攻運営委員会承認

第1条 本要綱は、大分大学大学院教職開発専攻（以下「教職大学院」という。）の発行する『大分大学教職大学院研究報告』（以下「研究報告」という。）の編集及び発行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 研究報告は、原則として毎年度1号、電子媒体で発行する。

第3条 研究報告には、教育実践研究報告書、実践報告及び教育研究資料（以下「各記事」という。）を掲載する。

- 2 教育実践研究報告書は、教職大学院の院生が省察科目「教育実践研究報告書」として作成したものである。
- 3 実践報告は、優れた教育実践又は学校経営実践に関する報告とする。
- 4 教育研究資料は、教育研究に関する資料とする。

第4条 研究報告の編集は、教職大学院内に置かれる研究報告編集担当が行う。

第5条 研究報告の投稿者は、投稿日において、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 単著の場合は、教職大学院の専任教員、兼任教員、退職教員、院生及び修了生であること。
 - 二 共著の場合は、筆頭著者が前号に該当していること。
 - 三 その他、教育学研究科運営委員会が認めた者
- 2 単著における著者及び共著における筆頭著者とすべての連名著者は、投稿日において別に定める研究倫理教育を受講していること。

第6条 投稿者は、別に定める『大分大学教職大学院研究報告』投稿・執筆要領に従い、研究報告編集担当に原稿を提出する。

第7条 研究報告に掲載された各記事の著作権は、教職大学院に帰属する。なお、研究報告第1号から第5号に掲載された記事の著作権は、職務著作（教職大学院の専任教員、兼任教員が執筆した記事）を除き、著者に帰属する。

- 2 原稿が投稿された時点をもって、著作権は教職大学院へ無償譲渡されたものとする。連名著者は教職大学院への著作権譲渡を投稿する著者に委任する。
- 3 当該著作物の著作権に関して問題が生じた場合、すべての責任は著者あるいは連名著者あるいは第三者にあるものとする。

第8条 著者、共著者又は第三者が各記事の一部（全体の2分の1以上）または全文を複製の形

で他の著作物（以下、「当該著作物」という。）に利用する場合は、大分大学大学院教育学研究科運営委員会委員長（以下、「運営委員会委員長」という。）に転載許可申請書（別紙様式第1）を提出し、事前に許諾を得なければならない。

- 2 著者、共著者又は第三者が研究報告第1号から第5号の各記事の一部（全体の2分の1以上）または全文を複製の形で当該著作物に利用する場合は、著者に事前に許諾を得た後、運営委員会に転載届（別紙様式第2）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

+

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。